

地方独立行政法人東京都立病院機構の令和4年度評価結果における主な反映状況

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第29条に基づく評価結果の業務運営の改善等への反映状況については、以下のとおりである。

令和4年度評価 総評「改善・充実を求める事項」	令和5年度の業務運営等への反映状況
<p>・行政的医療の提供に加えて、都民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、有識者会議や運営協議会等での意見を踏まえて、地域に必要とされる医療の提供をはじめ、関係機関との連携による地域医療の充実への貢献がより一層求められる。</p>	<p>有識者会議や運営協議会等においては、法人の事業について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の方針策定に当たっては、行政的医療の提供をはじめとする都立病院としての理念や目標などを職員一人ひとりに浸透させ、機構職員としての意識づけに取り組むべき ・総合診療医は横の広がりを持った取組として展開して欲しい ・各病院の特色は活かし、競争ではなく協調しあって地域で患者を診ていくことが必要 <p>といった主な意見があった。</p> <p>こうした意見を受け、令和5年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立病院人材育成ビジョンを策定し、職員に求める人材像を明確化 ・また総合診療医の育成に当たっては、「ALL 東京で総合診療医を育てる」という育成方針のもと、都内の医療機関や医師会等との協力関係を築き、東京都全体で総合診療ができる医療スタッフの育成体制の構築を推進 ・令和5年8月から「紹介受診重点医療機関」に登録することにより、かかりつけ医との役割分担を明確にし、スムーズな受診、待ち時間の短縮等を推進 <p>などの取組につなげた。</p> <p>引き続き、有識者会議や運営協議会等の意見を病院運営に活かすことで、地域に必要とされる医療のさらなる充実に取り組んでいく。</p>
<p>・収支目標について、法人全体の目標値が設定されているが、病院の運営状況の可視化のため、病院ごとに提供する医療の特色等を踏まえた目標値を設定し、その達成に向けて取り組んでほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機構設立から2年目に入り、新型コロナも5類となったことから、法人全体で収支目標達成に向けた取り組みを行った結果、救急の受入れや病床稼働率等は前年度より改善傾向にあるものの、依然厳しい状況にある。法人全体の収支目標達成に向け、引き続き、収支改善に取り組む。 ・個別病院における収支目標値の設定については、新型コロナ対応後の影響や行政的医療の提供の状況を適切に反映できるよう、検討してまいりたい。

【参考】地方独立行政法人法

第二十八条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 (略)

第二十九条 地方独立行政法人は、前条第一項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。